

ご加入にあたってのご注意

- 加入資格
自治労共済生協組合員のみでメンバー構成され、組合が認定するスポーツチームに限ります。
監督、コーチ、マネージャーはチームメンバーに含まれます。
- 最低加入人数
チームメンバー全員での加入が前提となりますが、やむを得ない事情でメンバーの一部の方が加入される場合でも、次の人数を満たす必要があります。
野球・ソフトボール …… 9 人 サッカー …… 11 人(フットサルの場合は 5 人) バレーボール …… 6 人(ビーチバレーの場合は 2 人)
- 対象とならないスポーツチーム
日本リーグ加盟のチーム、社会人のチームで競技別実業団連盟に加盟・登録しているチーム、高校・大学の正規の運動部(いわゆる体育会運動部)、不特定多数のスポーツをするチームは対象となりません。
- 加入されるメンバーの方は全員、同一の補償内容となります。

保険金をお支払いできない主な場合

- 賠償損害**
(1) 次のいずれかによって発生した損害
①保険契約者、被保険者または法定代理人の故意
②戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1
③地震もしくは噴火またはこれらによる津波
④核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故
(2) 次の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害
①被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
②被保険者の使用人(被保険者がスポーツの競技、練習または指導の補助者として使用する方を除きます)が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
③被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定により加重された損害賠償責任
④被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任※2
⑤被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
⑥被保険者による暴行等に起因する損害賠償責任
⑦航空機、船舶・車両(原動力が専ら人力であるもの等を除きます)、銃器(空気銃を除きます)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 など
※1 テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。
※2 レンタル用品など、他人から借りたり、預かったりした物の損壊や使用不能に対する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては保険金をお支払いできません。
- 見舞費用**
(1) 次のいずれかの事由によって発生した損害
①保険契約者または被保険者の故意
②戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※
③地震もしくは噴火またはこれらによる津波 など
(2) 同一スポーツチーム内の他の被保険者に支払った見舞金 など
※テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。

万が一事故が起きた場合は

- 事故が起きた場合、遅滞なく(傷害補償条項をセットした契約でケガに関する事故が発生した場合は 30 日以内に)取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- この保険契約と補償が重複する他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申し出ください。
- 国内の賠償事故について、示談交渉サービスがセットされます。事故により損害賠償の請求を受けた場合、引受保険会社は、被保険者からの申出があり、かつ、被保険者の同意が得られれば、被保険者のために被害者との示談交渉を引き受けます。ただし、次のいずれかの場合は、引受保険会社による示談交渉はできません。①1 回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が賠償責任補償条項で定める保険金額を明らかに超える場合 ②相手の方が引受保険会社との交渉に同意しない場合 ③相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合 ④被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合
※話し合いでの解決が困難な場合等、引受保険会社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。

遅滞なく取扱代理店または右記にご連絡ください。 あいおいニッセイ同和損保あんしんサポートセンター 0 1 2 0 - 9 8 5 - 0 2 4 (無料)
※受付時間 [24 時間 365 日] ※ I P 電話からは 0276-90-8852 (有料) におかけください。 ※おかけ間違いにご注意ください。

ご 注 意

- このパンフレットは概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。
また、詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。
- 他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として加入依頼書に記入していただけます。正しく記入していただけなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。
- 加入依頼書記載事項(他保険加入状況等)等によりご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
- この保険の「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」および保険証券は保険契約者(全日本自治体労働者共済生活協同組合)に交付されます。
- ご契約後にご住所等を変更されるなどご契約内容に変更が発生した場合は遅滞なく取扱代理店または引受保険会社へご連絡ください。
- 補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。※複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

【取扱代理店】
株式会社自治労サービス(保険事業部)
〒102-0085 東京都千代田区六番町 1 自治労会館 6F
TEL 03 〈5226〉 3424 FAX 03 〈5213〉 5485

【引受保険会社】
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
広域法人開発部 営業課
〒103-8250 東京都中央区日本橋 3-5-19
TEL 050 〈3460〉 8162 FAX 03 〈6734〉 9609

(2022 年 11 月承認) A22-102834

自治労共済生協組合員の皆さまへ

全日本自治体労働者共済生活協同組合

スポーツチーム総合保険

スポーツチーム総合保険特約セット団体総合生活補償保険
対象となるスポーツは野球、ソフトボール、サッカー、バレーボール

ご加入のすすめ

団体割引
25%OFF



スポーツチームの「万が一」に！



保険期間（ご契約期間）：2023年4月1日午後4時～2024年4月1日午後4時

申込締切日：2023年3月1日（水）

※ 中途加入をご希望の方は所属されている組合までお問合わせください。

スポーツチーム総合保険は、全日本自治体労働者共済生活協同組合が保険契約者となって、取扱代理店の自治労サービス保険事業部を通じてあいおいニッセイ同和損害保険株式会社と団体保険契約を締結し、全日本自治体労働者共済生活協同組合員の皆さまを加入者ならびに被保険者(補償の対象となる方)とするスポーツチーム総合保険特約セット団体総合生活補償保険の団体契約です。全日本自治体労働者共済生活協同組合は、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社と集金事務委託契約を締結し、募集パンフレットの配布や保険料の取りまとめ等の事務を行います。

チーム活動中の賠償事故・傷害事故の補償はもちろん、見舞費用もお支払いいたします。

★保険金お支払いの対象となる損害はチーム管理下中および日本国内の事故に限ります。

お支払いする主な場合

もし、練習中に打ったボールで
道路通行中の人にケガをさせてしまったら…

賠償損害

(賠償責任補償条項)

チーム管理下中の練習や試合中およびそのための往復中や合宿中・遠征中に誤って他人にケガをさせてしまったり、他人の物を壊したりしたため、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。賠償金額の決定については事前に引受保険会社の承認が必要です。

もし、プレー中にあなたが
大ケガをしたら…

ご自身の傷害(ケガ)

(傷害補償条項)

チーム管理下中の練習や試合中およびそのための往復中や合宿中・遠征中にボールが当たったり転倒したりしてケガをしたときにご契約金額を限度として、次のとおり保険金をお支払いします。

●傷害死亡保険金

事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に死亡した場合に、傷害死亡・後遺障害保険金額の全額(保険期間中に、既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合、傷害死亡・後遺障害保険金額からその額を差し引いた額とします)をお支払いします。

●傷害後遺障害保険金

事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合に、傷害死亡・後遺障害保険金額の 4%～100%をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、合算して傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。

●傷害入院保険金

そのケガの治療のため、入院し、その入院が傷害入院保険金の免責期間※1を超えて継続した場合に、入院日数に対して 1 日につき傷害入院保険金日額をお支払いします。ただし、傷害入院保険金の免責期間が満了した日の翌日からその日を含めて傷害入院保険金の支払対象期間※2内の入院を対象とし、1 事故につき保険証券記載の傷害入院保険金の支払限度日数が限度となります。

●傷害手術保険金

そのケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて傷害手術保険金支払対象期間※3内に手術を受けた場合に、1 回の手術につき入院中に受けた手術の場合は傷害入院保険金日額の 10 倍、それ以外の手術の場合は傷害入院保険金日額の 5 倍の額をお支払いします。

(注) 入院中とは、手術を受けたケガの治療のために入院している間をいいます。

●傷害通院保険金

そのケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて保険証券記載の傷害通院保険金の免責期間が満了した日の翌日以降に通院※4した場合に、通院日数に対して 1 日につき傷害通院保険金日額をお支払いします。

(注 1) 傷害通院保険金の免責期間の満了日の翌日からその日を含めて傷害通院保険金の支払対象期間※2内の通院を対象とし、1 事故につき、保険証券記載の傷害通院保険金の支払限度日数が限度となります。

(注 2) 通院をしない場合においても、約款所定の部位のケガによりその部位を固定するために、医師の指示によりギブス等を常時装着した期間中は、通院日数に含めてお支払いします。

※1 事故の日からその日を含めて保険証券記載の免責期間が満了するまでの期間をいいます。

※2 傷害入院保険金、傷害通院保険金をお支払いする対象の期間として保険証券記載の期間をいい、この期間内の入院、通院についてのみ保険金をお支払いします。

※3 事故の発生の日からその日を含めて「傷害入院保険金の免責期間と支払対象期間の合計日数」に達するまでの期間をいいます。

※4 病院・診療所に通い、または往診・訪問診療により、治療を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度において、オンライン診療料を 1 回算定された場合は、最初の 1 回のみ通院したものとみなします。

(注) 治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは、通院に含みません。

もし、プレー中に相手チームのプレーヤーに
ケガをさせてしまったら…

見舞費用

(見舞費用補償条項)

チーム管理下での試合中に他人(相手チームのメンバー・審判員・観客など)にケガをさせた場合、法律上の損害賠償責任が発生しないのが一般的ですが、この様な場合に慣習として支払う見舞金(弔慰金を含みます)に対して、下記の支払限度額を限度に保険金をお支払いします。

●死亡の場合

生命または身体を害された被害者が、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に死亡した場合、50 万円を限度※にお支払いします。

※同一の事故の同一被害者に対して既にお支払いした後遺障害に係る見舞金がある場合 50 万円からその額を差し引いた額が限度となります。

●後遺障害の場合

生命または身体を害された被害者が、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に後遺障害が発生した場合に、後遺障害の程度に応じて、2 万円～50 万円をお支払いします。

●入院の場合

生命または身体を害された被害者が、その直接の結果として、入院した場合に、入院の日数に応じて、1 万 5 千円～20 万円を限度にお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内の入院に限ります。

●通院の場合

生命または身体を害された被害者が、その直接の結果として、通院した場合に、通院の日数に応じて、5 千円～6 万円を限度にお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内の通院に限ります。

【用語の定義】

1、スポーツチームの管理下…スポーツチームの責任者の指揮下、監督下または指導下にある状態をいいます。ただし、スポーツチームの一部のメンバーで行う練習または指導については、責任者が現場に立ち会うものでなければスポーツチームの管理下とはいいません。

2、対象となる行為…競技または練習の指導にともなうスポーツチームの管理下における準備体操、ランニングおよび競技場または練習場もしくはこれらの付属施設における準備、後始末、更衣、休憩等の付随行為は対象となります。

3、対象とならない行為…練習として他のスポーツをとり入れた場合、他のスポーツを行っている間の事故は対象とはなりません。(例えば、ソフトボールの練習の一環としてサッカーをとり入れた場合、サッカー中の事故は対象とはなりません。)

お申込方法

➤ 別紙のスポーツチーム総合保険加入依頼書に必要事項をご記入いただき、代表者の方がご署名のうえ、全員分の保険料を添えて、組合までご提出ください。

➤ 申込後のメンバーの追加や募集締切後に新チームとして新たに申し込む場合は、中途加入保険料を払い込みいただく必要があるため、組合までお問合わせください。

※保険加入日前に保険料の振込みをされても、加入依頼書を自治労サービスへご提出されなければ、補償は開始されませんのでご了承ください。

野球チーム



ソフトボールチーム



バレーボールチーム

(ビーチバレーも対象)



サッカーチーム

(フットサルチームも対象)



加入コース		01 型	02 型
保険金額	賠償責任保険金額(免責金額0円)	3,000万円	5,000万円
	死亡・後遺障害保険金額	300万円	600万円
	入院保険金日額	3,000円	5,000円
	手術保険金	入院中に受けた手術:傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外に受けた手術:傷害入院保険金日額の5倍	
	通院保険金日額	1,500円	2,500円
見舞費用保険金額		50万円	50万円
年間保険料		1,510円	2,340円

加入コース		03 型	04 型
保険金額	賠償責任保険金額(免責金額0円)	3,000万円	5,000万円
	死亡・後遺障害保険金額	300万円	600万円
	入院保険金日額	3,000円	5,000円
	手術保険金	入院中に受けた手術:傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外に受けた手術:傷害入院保険金日額の5倍	
	通院保険金日額	1,500円	2,500円
見舞費用保険金額		50万円	50万円
年間保険料		910円	1,370円

加入コース		05 型	06 型
保険金額	賠償責任保険金額(免責金額0円)	3,000万円	5,000万円
	死亡・後遺障害保険金額	300万円	600万円
	入院保険金日額	3,000円	5,000円
	手術保険金	入院中に受けた手術:傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外に受けた手術:傷害入院保険金日額の5倍	
	通院保険金日額	1,500円	2,500円
見舞費用保険金額		50万円	50万円
年間保険料		1,810円	3,020円

加入コース		07 型	08 型
保険金額	賠償責任保険金額(免責金額0円)	3,000万円	5,000万円
	死亡・後遺障害保険金額	300万円	600万円
	入院保険金日額	3,000円	5,000円
	手術保険金	入院中に受けた手術:傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外に受けた手術:傷害入院保険金日額の5倍	
	通院保険金日額	1,500円	2,500円
見舞費用保険金額		50万円	50万円
年間保険料		1,600円	2,550円

※記載の保険料は、被保険者総数5,000名以上10,000名未満(団体割引25%適用)を適用しています。

※傷害入院保険金支払対象期間・支払限度日数180日、傷害通院保険金支払対象期間180日・支払限度日数90日、免責期間0日(入・通院)

※補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご覧ください。

詳しくは下記コードより重要事項のご説明・お支払いする保険金および費用保険金のご説明をご確認ください。
下記コードからご確認できない場合は取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。

<重要事項のご説明>



<お支払いする保険金および費用保険金のご説明>

